

- 1 本工事の発注方式は (☒ 受注者希望型 ・ ☐ 発注者指定型) である。

以下の項目より選択する工種を活用工種とする。

□2 ICT活用工事 (土工)

本工事は、「福島県土木部ICT活用工事 (土工等) 実施要領」に基づき、起工測量、設計図書、照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する「ICT活用工事 (土工)」の対象工事である。

□3 ICT活用工事 (舗装工)

本工事は、「福島県土木部ICT活用工事 (舗装工) 実施要領」に基づき、起工測量、設計図書、照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する「ICT活用工事 (舗装工)」の対象工事である。

□4 ICT活用工事 (土工1,000㎡未満)

本工事は、「福島県土木部ICT活用工事 (土工1,000㎡未満) 実施要領」に基づき、起工測量、設計図書、照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する「ICT活用工事 (土工1,000㎡未満)」の対象工事である。

□5 ICT活用工事 (小規模土工)

本工事は、「福島県土木部ICT活用工事 (小規模土工) 実施要領」に基づき、起工測量、設計図書、照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する「ICT活用工事 (小規模土工)」の対象工事である。

□第14章 舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理について

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

□第15章 「総合評価方式 (標準型・簡易型) における技術提案書に記載された事項の実施状況」の確認について

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

□第16章 熱中症対策に関する現場管理費補正及び工期の設定

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

- 1 本工事は、「土木工事における熱中症対策に関する試行要領」の対象工事である。

- 2 猛暑による作業不能日数

本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいます。

- i) 作業不能日数：10日間

- ii) 上記i) は、環境省が公表する東北地方浪江 (福島) 地点における WBGT 値 (気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数) 過去5年分 (令和3年～7年) について、本工事の工期に対応する期間 (行政機関の休日に関する法律 (昭和63年法律第91号) に定める行政機関の休日及び夏季休暇 (3日) を除く。) において、8時から17時の間

- 1 本工事の発注方式は (☒ 受注者希望型 ・ ☐ 発注者指定型) である。

以下の項目より選択する工種を活用工種とする。

□2 ICT活用工事 (土工)

本工事は、「福島県土木部ICT活用工事 (土工等) 実施要領」に基づき、起工測量、設計図書、照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する「ICT活用工事 (土工)」の対象工事である。

□3 ICT活用工事 (舗装工)

本工事は、「福島県土木部ICT活用工事 (舗装工) 実施要領」に基づき、起工測量、設計図書、照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する「ICT活用工事 (舗装工)」の対象工事である。

□4 ICT活用工事 (土工1,000㎡未満)

本工事は、「福島県土木部ICT活用工事 (土工1,000㎡未満) 実施要領」に基づき、起工測量、設計図書、照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する「ICT活用工事 (土工1,000㎡未満)」の対象工事である。

□5 ICT活用工事 (小規模土工)

本工事は、「福島県土木部ICT活用工事 (小規模土工) 実施要領」に基づき、起工測量、設計図書、照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する「ICT活用工事 (小規模土工)」の対象工事である。

□第14章 舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理について

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

□第15章 「総合評価方式 (標準型・簡易型) における技術提案書に記載された事項の実施状況」の確認について

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

□第16章 熱中症対策に関する現場管理費補正及び工期の設定

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

- 1 本工事は、「土木工事における熱中症対策に関する試行要領」の対象工事である。

- 2 猛暑による作業不能日数

本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいます。

- i) 作業不能日数：4日間

- ii) 上記i) は、環境省が公表する東北地方浪江 (福島) 地点における WBGT 値 (気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数) 過去5年分 (令和3年～7年) について、本工事の工期に対応する期間 (行政機関の休日に関する法律 (昭和63年法律第91号) に定める行政機関の休日及び夏季休暇 (3日) を除く。) において、8時から17時の間